

監査について

近畿運輸局自動車監査指導部

1. はじめに

運送事業者は、旅客・貨物を、安全、迅速かつ正確に輸送する使命を持っています。その上、国民生活や経済産業活動に欠くことのできない重要な位置づけにあります。

したがって、輸送の安全を確保することは、事業者や従業員に課せられた絶対的な条件であり、社会的責務でもあります。

また、運送事業の健全な発展のためには、**法令遵守の徹底が不可欠です。**

すでに法令試験に合格されていることから、法令等は熟知されているかとは思いますが、本格的な運輸開始前に、改めて「**自動車による旅客の運送において、安全・安心の確保が最重要の課題**」と認識していただき、輸送の安全確保の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

2. 法令①（監査の根拠）

道路運送法第94条（報告、検査及び調査）

国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、道路運送事業者、自家用有償旅客運送者その他自動車を所有し、若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体に、国土交通省令で定める手続に従い、事業、自家用有償旅客運送の業務又は自動車の所有若しくは使用に関し、報告をさせることができる。

2 （略）

3 （略）

4 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員をして自動車、自動車の所在する場所又は道路運送事業者、自家用有償旅客運送者その他自動車を所有し、若しくは使用する者若しくはこれらの者の組織する団体の事務所その他の事業場（道路運送事業、自家用有償旅客運送の業務又は自動車の管理に係るものに限る。）に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

5 （略）

6 国土交通大臣は、自動車による輸送の実情の調査を行うため特に必要があると認めるときは、その職員をして、当該調査のため必要な限度において、道路を通行する自動車の運転者に対し一時当該自動車を停止することを求め、及び運転者又はその補助者に輸送の経路、貨物の種類その他の事項を質問させることができる。

7 前三項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

8 第四項から第六項までの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

2. 法令②（監査の根拠）

旅客自動車運送事業運輸規則第六十九条（書類の管理）

旅客自動車運送事業者は、第二十六条の二に規定する事故の記録、第三十八条第一項及び第三項の規定による指導監督の記録その他の国土交通大臣が告示で定める書類を適切に管理し、法第九十四条第一項の規定による報告の求め又は同条第四項の規定による立入検査を受けた場合に、速やかに提示できるようにしなければならない。

旅客自動車運送事業者が管理すべき書類を定める告示

- 1 規則第三条第二項に規定する苦情の記録
- 2 一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、規則第七条の二第二項に規定する運送引受書の写し
- 3 規則第十九条の二に規定する損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- 4 規則第二十四条第五項に規定する点呼の記録
- 5 規則第二十五条に規定する業務記録
- 6 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては規則第二十六条第一項に、同条第二項の一般乗用旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。）にあつては同項に、それぞれ規定する運行記録計による記録
- 7 規則第二十六条の二に規定する事故の記録
- 8 一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、規則第二十八条の二第一項の規定による運行指示書
- 9 規則第三十七条第一項、第二項及び第五項の乗務員等台帳並びに一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては同条第四項の乗務員証
- 10 規則第三十八条第一項の規定による指導監督の記録、同条第二項の認定を受けた適性診断の実施及びその結果の記録並びに同条第三項の規定による指導監督の記録
- 11 一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、規則第四十条第三項に規定する指導監督の記録
- 12 規則第四十五条第二号に規定する点検及び整備に関する記録簿
- 13～16 労働基準法、労働安全衛生法関連の書類

2. 法令③ (処分の根拠)

道路運送法第40条 (許可の取消し等)

国土交通大臣は、**一般旅客自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。**

- 1 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。**
- 2 正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。**
- 3 第七条第一号、第七号又は第八号に該当することとなつたとき。**

道路運送法第41条

国土交通大臣は、前条の規定により**事業用自動車の使用の停止又は事業の停止を命じたときは、当該事業用自動車の道路運送車両法による自動車検査証を国土交通大臣に返納し、又は当該事業用自動車の同法による自動車登録番号標及びその封印を取り外した上、その自動車登録番号標について国土交通大臣の領置を受けるべきことを命ずることができる。**

2 国土交通大臣は、前条の規定による事業用自動車の使用の停止又は事業の停止の期間が満了したときは、前項の規定により返納を受けた自動車検査証又は同項の規定により領置した自動車登録番号標を返付しなければならない。

3 前項の規定により自動車登録番号標（次項に規定する自動車に係るものを除く。）の返付を受けた者は、当該自動車登録番号標を当該自動車に取り付け、国土交通大臣の封印の取付けを受けなければならない。

4 (略)

監査方針

- 貸切・・・・・・・・一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について
H28.11.28制定（最終改正 R2.11.27）
- 貸切以外・・・・自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の
監査方針について
H25.9.25制定（最終改正 R7.3.14）

処分基準

- 乗合バス・・・・一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の
基準について
H25.9.25制定（最終改正 R7.3.14）
- 貸切バス・・・・一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の
基準について
H28.11.28制定（最終改正 R7.3.14）
- タクシー・・・・一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の
基準について
H21.10.1制定（最終改正 R7.3.14）

4. 公示の検索方法

- ①検索サイトで「近畿 バス 行政処分」を検索。
- ②検索結果の一つである、近畿運輸局HPを選択すると、下記 左画面へ。
- ③一番下にある「近畿運輸局『行政処分の基準』へのリンク」をクリック。

- ④下記、右画面へジャンプ。
監査方針、モード毎の処分基準等が掲載されています。



近畿運輸局 Kinki District Transport Bureau

近畿運輸局について 情報公開 各種手続 試験・免許 表彰 入札・契約 採用情報 交通アクセス

近畿運輸局 > 行政処分 > バス・タクシー・トラックの行政処分

行政処分

バス・タクシー・トラック

自動車整備業

船員法等関係法令違反船舶所有者

自動車運転代行業

PDFファイルをご覧いただくにはAdobe Reader(無償)が必要です。ダウンロードした後インストールしてください。

Get Adobe Acrobat Reader

バス・タクシー・トラックの行政処分 2022年1月31日 更新

路線バス事業者・貸切バス事業者・ハイヤー・タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

- 一般乗合旅客自動車運送事業者(路線バス)及び一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス)の法令違反に対する行政処分等の状況について(月別個表)
- 一般乗用旅客自動車運送事業者(ハイヤー・タクシー)の法令違反に対する行政処分等の状況について(月別個表)
- 一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス)に対する輸送の安全確保命令処分状況 ※処分日より5年経過後に削除します。
- 旅客運送事業者の20点超え事業者一覧表(令和3年12月末現在)

貨物自動車運送(トラック)事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

全国の行政処分等の状況

- 国土交通省『行政処分情報(ネガティブ情報の公開)』へのリンク
平成16年8月1日から、点数付与についての基準が変更になりました。
(1)累積点数の積算は、全国一本から各運輸局ごとの集計になりました。
(2)インセンティブ付与により、点数が消滅している場合があります。

行政処分等の基準

- 国土交通省『行政処分の基準』へのリンク
- 近畿運輸局『行政処分の基準』へのリンク



近畿運輸局 Kinki District Transport Bureau

近畿運輸局について 情報公開 各種手続 試験・免許 表彰 入札・契約

近畿運輸局 > 公共交通・物流 > 物流 > トラック・宅配・引越し > 近畿運輸局の自動車運送事業者に対する監督方針

公共交通・物流

地域公共交通

近畿地方交通審議会

調査関係

物流

PDFファイルをご覧いただくにはAdobe Reader(無償)が必要です。ダウンロードした後インストールしてください。

Get Adobe Acrobat Reader

Adobe Readerダウンロードページへのリンク

近畿運輸局の自動車運送事業者に対する監督方針・処分基準

監督方針(令和2年11月27日付改正)

- 自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)の監督方針

監督方針(令和2年11月27日付改正)

- 一般貸切旅客自動車運送事業者の監督方針について(公示一部改正)

旅客関係処分基準

- 一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(令和3年6月1日施行)
- 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(令和3年6月1日施行)
- 一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(令和3年6月1日施行)
- 「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」について(近運自監公示第11号、近運自二公示第34号、近運技保公示第1号、近運技保公示第2号、近運技保公示第3号)に定める違反点数の特例について(平成26年1月27日制定)
- 道路運送法第27条第4項の規定に基づく輸送の安全確保命令及び(公示一部改正)平成29年3月21日改正
- 道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等(公示一部改正)
- 登録運転者等に対する行政処分等の基準について(公示一部改正)
- タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規定に基づく講習(令和2年11月27日制定)

5. 監査の種類、呼出指導

監査は原則無通告

①特別監査

引き起こした事故又は疑いのある法令違反の重大性に鑑み、**厳格な対応が必要**と認められる事業者に対して、全般的な法令遵守状況を確認する監査

②一般監査

特別監査に該当しないものであって、監査を実施する**端緒に応じた重点事項を定めて**法令遵守状況を確認する監査

③街頭監査

事業用自動車の運行実態等を確認するため、**街頭において事業者を特定せず**に実施する監査

④指摘事項確認監査（貸切）

- ・ **特別監査又は一般監査**において、輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反以外の違反のおそれがあると認められる事項が確認された場合に、当該確認の日から**30日以内**に**是正状況を確認**するために行う監査
- ・ **街頭監査**において輸送の安全に関わる重大な法令違反に、街頭監査の日から**30日以内**に**是正状況を確認**するために行う監査

指導

指導が必要と認められる事業者に対して呼出をして指導を行う。

（支局会議室などで複数の事業者に対して実施するものを **集団指導** といいます）

→対象となったにもかかわらず、出席しない事業者に対しては、監査を実施するなど適切な対応をします。

6. 主な監査の端緒 I

監査方針 より抜粋

- ①事業用自動車の運転者が**第一当事者と推定される死亡事故を引き起こした事業者**
- ②適正化事業実施機関や利用者等からの情報、街頭監査や事業用自動車への添乗調査(事業用自動車に添乗(乗車)して運行状況等を確認する調査をいう。)の**結果等により、法令違反の疑いがある事業者**
- ③事業用自動車の運転者が**悪質違反(救護義務違反(ひき逃げ)、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、無資格運転、無車検運行及び無保険運行をいう。)**を引き起こした又は引き起こしたと疑われる事業者
- ④都道府県公安委員会、都道府県労働局、道路管理者、観光庁等からの**通知又は通報**により、法令違反の疑いがある事業者

6. 主な監査の端緒 II

監査方針 より抜粋

- ⑤ **労働関係行政機関又は日本年金機構から、労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険に加入していない旨の通報があった事業者**
(最低賃金法に違反している旨の通報があった事業者)
- ⑥ **新規許可又は事業の譲受の認可を受けた事業者**(一般旅客自動車運送事業を既に経営している事業者を除くことができる。)
- ⑦ **事業計画の変更により、事業規模の拡大**(営業区域の拡大、増車) **を行った事業者**(3年以内に法令違反がない事業者を除くことができる。)
- ⑧ **事業用自動車の車両火災事故**(旅客自動車に限る。)、ホイール・ボルトの折損による車輪脱落事故又は整備不良に起因すると認められる死傷事故を引き起こした事業者

6. 主な監査の端緒Ⅲ

監査方針 より抜粋

- ⑨事故報告書、規則に規定する事業報告書及び輸送実績報告書、臨時の報告書について、期限までに提出しない事業者、虚偽内容の報告をした事業者、報告した内容に法令違反の疑いがある事業者
- ⑩道路運送法第35条第1項の規定による管理の受委託の許可を受けた事業者であって、受託者に法令違反の疑いがある委託者たる事業者
- ⑪呼出指導の対象となったにもかかわらず、正当な理由なくこれに応じない事業者
- ⑫行政処分等を受けた際に、事業の改善状況の報告を命じられた事業者
- ⑬その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を勘案し、監査を行うことが必要と認められる事業者
- ⑭（貸切のみ）過去に重大な事故を引き起こしたことや、重大な事故に結びつく法令違反が疑われること等により、継続的な監視が必要な事業者

7. 違反行為に対する処分等（監査の流れ）①

1. 確認する代表的な法令
道路運送法、道路運送法施行規則、旅客自動車運送事業運輸規則
道路運送車両法 等

タクシーでは更に

タクシー業務適正化特別措置法

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業
の適正化及び活性化に関する特別措置法 が対象。

2. 違反行為に対する処分等（処分基準公示に記載）

自動車その他の輸送施設の使用の停止 < 事業の停止処分 <

（タクシーのみ 営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令 ） <

許可の取消処分

これらに至らないものとして、勧告 < 警告

7. 違反行為に対する処分等（監査の流れ）②

3. 行政処分等の基準（代表的なものは次ページ）
公示している処分基準に基づいている。
詳細については処分基準公示を確認してください。
4. 再違反
違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けた場合。
5. 監査後～行政処分
違反を確認した際には「改善指示書（貸切は是正指示書）」を手交。
（監査以降に適宜改善に取り組んでください）

その後、聴聞・弁明の機会を付与し、行政処分。
多いのが自動車その他の輸送施設の使用の停止になります。
（ナンバープレートと自動車検査証を領置→結果として公道を走れない）

7. 違反行為に対する処分等（代表的な違反と処分内容） 国土交通省

乗合事業における違反行為に対する処分基準等（抜粋）

違反事項	適用条項	行政処分内容	
		初違反	再違反
無許可経営	法4条1項	事業停止（30日）	許可の取消し
事業計画変更無認可 （営業区域、車庫の 位置変更等）	法15条1項	20日車	40日車
名義貸し	法33条1項	事業停止（30日）	許可取消し
事業の貸渡し	法33条2項	事業停止（30日）	許可取消し
過労防止違反 （勤務・乗務時間遵守）	運規21条1項	警告～20日車	10～40日車
点呼の記録・保存違反	運規24条5項	警告～30日車	10～60日車
乗務の記録・保存違反	運規25条1項、 4項	警告～30日車	10～60日車
乗務員の指導監督義務違反 （飲酒、速度違反等）	運規38条1項	警告～40日車	10～80日車

貸切事業における違反行為に対する処分基準等（抜粋）

違反事項	適用条項	行政処分内容	
		初違反	再違反
無許可経営	法4条1項	事業停止（30日）	許可の取消し
運賃料金（変更）事前 届出違反	法9条の2 1項	60日車	120日車
事業計画変更無認可 （営業区域、車庫の 位置変更等）	法15条1項	20～40日車	40～80日車
営業区域外運送	法20条	60日車	120日車
過労防止違反 （勤務・乗務時間遵守）	運規21条1項	警告～40日車	10～80日車
点呼の記録・保存違反	運規24条5項	警告～40日車	10～80日車
乗務の記録・保存違反	運規25条1項～ 2項、4項	警告～30日車	10～60日車

乗用事業における違反行為に対する処分基準等（抜粋）

違反条項	適用条項	行政処分内容	
		初違反	再違反
無許可経営	法4条1項	事業停止（30日）	許可の取消し
事業計画変更無認可 （営業区域、車庫の 位置変更等）	法15条1項	20日車	40日車
営業区域外運送	法20条	20日車×違反件数	40日車×違反件数
名義貸し	法33条1項	事業停止（30日）	許可取消し
事業の貸渡し	法33条2項	事業停止（30日）	許可取消し
許可等の条件	法86条1項	事業停止（30日）	許可取消し
過労防止違反 （勤務・乗務時間遵守）	運規21条1項	警告～30日車	10～60日車
点呼の記録・保存違反	運規24条5項	警告～45日車	10～90日車
乗務の記録・保存違反	運規25条3項 ～4項	警告～45日車	10～90日車
乗務員の指導監督義務違反 （飲酒・速度違反等）	運規38条1項	警告～40日車	10～80日車

7. 違反行為に対する処分等（監査の流れ）③

6. 行政処分等以降（貸切以外）

行政処分後の改善状況を確認するために監査を実施。
（貸切は監査後30日以内に指摘事項確認監査を実施している）

「改善否」と判断された際には、特別監査へ。

7. 点数制度（違反点数の付与）

処分日車10日車ごとに1点とする。点数は3年間累積。
累積51点以上で事業の停止、81点以上で許可の取り消し。

8. 行政処分等を行った事業者名の公表（ネガティブ情報の公表）

事業者が行政処分等をされた場合や累積点数が21点以上になった場合などに、運輸局等のインターネットホームページに掲載。（[運送事業](#) [ネガティブ情報](#) で検索）

8. さいごに

- ・ アルコール検知器を使用した対面による点呼の実施
乗務記録（日報）の作成
指定された地域内での運行記録計による記録

➡ 運行の安全確保の中核となるもの。
運行状況の把握を目的。

点呼に始まり、
点呼に終わる。

- ・ 運送引受書や運行指示書の作成

➡ 過労防止を十分に考慮した適正な乗務割の作成

- ・ 書類作成がゴールではない。
- ・ 法令を遵守することが、安全対策を推進することになり、
安全・安心な運送事業の実現に繋がる。

安全に終わりなし、
近道なし

➡ 運転者や車両の適切な管理体制を構築すること

運輸安全マネジメントについて (新規事業者講習会)

近畿運輸局
令和7年度

1. 運輸安全マネジメント制度の経緯

平成17年に入ってヒューマンエラーが原因と見られる事故等が多発

鉄道



自動車



海運



航空



(JR西日本 安全性向上計画)

- **安全最優先の意識**が組織の隅々まで浸透するに至らなかった。
- 本社と現場との**双方向のコミュニケーション**はほとんど行われていなかった。

(JAL 「事業改善命令」「警告」に対する改善措置について)

- **安全が最優先**であることを浸透させる経営の取り組みが不十分。
- 経営と現場との距離感及び**部門間の意思疎通**の不足。
- 現場に対する経営トップの**双方向コミュニケーション**が不十分。

平成17年6月14日 第1回**公共交通に係るヒューマンエラー事故防止対策検討委員会**開催
(事務次官主催・関係局長等、民間有識者で構成)

平成17年8月4日 公共交通に係るヒューマンエラー事故防止対策検討委員会中間とりまとめ

- **事業者による安全マネジメント態勢の構築が必要**
- **国による安全マネジメント態勢の評価が必要**

➢ 平成18年3月31日 **運輸安全一括法の公布**
➢ 平成18年度 官房新組織設置

平成18年10月1日～
運輸安全マネジメント制度の開始 2

2. ヒューマンエラーの種類と事故防止

「ヒューマンエラー」には2種類ある

うっかりミスや錯覚等により
「意図せず」に行ってしまうもの
(うっかりミス ぽかミス)
 例：信号の見落とし

狭義のヒューマンエラー

行為者がその行為に伴う「リスク」
 を認識しながら**「意図的に」**行うもの
 例：時間の短縮を図る状況に追い込まれて安
 全手順違反をする

不安全行動



ヒューマンエラーによる事故を防止するためには…

狭義の「ヒューマンエラー」を極力減少
 させる人間工学等を活かしたシステム
 作り
→ システム（設備、手順）でカバー

行為者が「不安全行動」を行わない
 ようにする対策

→安全文化の確立

3. 運輸安全マネジメント制度について

○運輸安全マネジメント制度の概要

- 過去の運輸事業における重大事故の教訓から、各運輸事業者が経営トップのリーダーシップの下、会社全体が一体となった安全管理体制の構築や安全に関する取組について、PDCAサイクルを意識したスパイラルアップを図っていくことが重要
- このため、陸、海、空の各事業法を改正し、平成18年10月に運輸安全マネジメント制度がスタート
- 事故発生等の如何によらず、平時より不定期的に運輸事業者に対して評価を実施

運輸安全マネジメント制度

運輸事業者

- ◆ 経営トップのリーダーシップの下、自主的な安全管理体制を構築・運営

<安全管理体制の主な内容>

- ① 安全方針の策定・周知
- ② 安全重点施策の策定、見直し
- ③ コミュニケーションの確保
- ④ 事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用
- ⑤ 教育・訓練の実施
- ⑥ 内部監査の実施 等 (全14項目)

- ◆ 各事業法に基づき、①安全統括管理者（役員以上）の選任、②安全管理規程の作成等の義務付け

国土交通省

- ◆ 運輸安全マネジメント評価
本省・地方運輸局の評価チームが事業者へ赴き、輸送の安全に関する取組状況を確認し、継続的改善に向けて評価を実施
- ◆ セミナー、シンポジウムの実施
全国各地で中小事業者を中心に普及・啓発を実施し、事業者の自主的な取組みを促進

評価
啓発

運輸安全マネジメント評価

事業者の経営トップ等経営部門に対するインタビューを通じた自主的な安全管理体制の構築に対する支援制度

【主な特徴】

- 事業者の安全管理体制をガイドラインに沿って評価・助言
- 経営トップの主体的関与の下での自律的な安全管理体制の構築・改善（スパイラルアップ）を期待
- 自主的な取組みの促進
- 中長期的に効果が発現

相互
補完的
に
作用

保安監査

事業者の現場における業務実施状況のチェックを通じた事故監督制度

【主な特徴】

- 事業者の法令、命令事項等に対する遵守状況等を確認、改善命令
- 現場における施設や取組内容等への適合を意図
- 改善命令等による改善
- 短期的に効果が発現

○道路運送法第22条(輸送の安全性の向上)

一般旅客自動車運送事業者は、**輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。**

○旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2(輸送の安全)

旅客自動車運送事業者は、**経営の責任者の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。**

○旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について
(旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2)

「旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針」(平成18年国土交通省告示第1087号)及び「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」(平成18年9月27日付国自総第321号、国自旅第180号、国自貨第84号。以下「安全マネジメント等実施通達」という。)により、**旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)が絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう指導すること。**

旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針(概要版)

(旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2関係)

- ・旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)が、輸送の安全性の向上を図るために努めるべき事項として、以下の内容を定める予定です。
 - ・輸送の安全の確保のための必要な措置を講じること等経営の責任者の責務を定めること。
 - ・輸送の安全に関する責任ある組織体制を構築すること。
 - ・輸送の安全に関する基本的な方針を策定し、それを全従業員に周知するとともに、適宜見直すこと。方針の具体的内容としては、以下の事項を定める予定です。
 - イ) 経営の責任者が、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を全従業員に徹底させるとともに、内部において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たすこと。
 - ロ) 安全マネジメントを確実に実施し、全従業員が一体となって輸送の安全の確保を図ること。
 - ハ) 輸送の安全に関する情報について積極的に公表すること。
- ・事故件数その他の具体的な指標を用いて輸送の安全に関する目標を設定し、必要に応じて見直すこと。
- ・人材、車両の現状等を踏まえて輸送の安全に関する計画を作成し、必要に応じて見直すこと。
- ・安全マネジメントを適確に実施し、当該事業者と相互に密接に関連する他の事業者がある場合には、その事業者と緊密に協力することにより、輸送の安全性の向上に努めること。
- ・輸送の安全に関する費用支出を積極かつ効率的に行うこと。
- ・輸送の安全に関する情報について、経営の責任者と従業員による意見交換等により、その内容が事業者全体に伝達・共有されるようにすること。
- ・経営の責任者に直接報告可能な手段を確保すること等により、従業員が輸送の安全を阻害する事態を発見した場合には、直ちに、関係者においてその情報が共有され、適切な対処策を講じることができるようになること。
- ・事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制を整え、当該報告が速やかに事業者全体に伝達されるようにすること。
- ・輸送の安全に関する計画に基づき、研修等を着実に実施すること。
- ・安全マネジメントの実施状況について、適切な時期を定めて輸送の安全に関するチェックを行うこと。
- ・輸送の安全に関するチェックの結果、改善すべき事項があった場合等には、是正措置等を講じること。
- ・悪質な法令違反等により重大な事故を引き起こした場合には、直ちに輸送の安全に関するチェックを行うとともに、必要な事項について現在よりも高度な輸送の安全のための措置を講じること。
- ・輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法を定め、当該情報を保存すること。

4. 運輸安全マネジメントの実施義務

すべての事業者

安全マネジメントに関する指針 努力義務

- 経営の責任者の責務
- 社内組織
- 安全マネジメントに関する基本的な方針
- 輸送の安全に関する目標、計画
- 安全マネジメントの適確な実施
- 輸送の安全に関する費用支出
- 輸送の安全に関する情報の伝達及び共有
- 事故、災害等に関する報告連絡体制
- 輸送の安全に関する研修等、チェック、業務の改善、情報の管理

安全情報の公表 義務

- 輸送の安全に関する基本的な方針、目標及びその達成状況
- 事故に関する統計
- 行政処分後の改善状況等

指導・監督指針 義務

従業員に対する指導・監督を効果的かつ適切に行うための措置

- 輸送の安全に関する基本的方針の設定、従業員への周知
- 基本的方針に基づく輸送の安全に関する目標の設定
- 従業員に対する教育及び研修
- 事故、災害等に関する報告、ヒヤリ・ハット体験、事故防止に関する効果的な事例その他の安全教育に資する情報の適切な伝達

行政処分等

安全情報の公表義務違反

指導・監督義務違反

- ・安全管理規程の作成・届出 違反
- ・安全統括管理者の選任・届出違反
- ・安全管理規程の遵守違反

安全情報の公表義務違反



- ・貸切バス事業者
- ・貸切委託運行の許可を受けた乗合バス事業者
- ・200両以上の乗合・特定バス・タクシー・トラック事業者

- ・安全管理規程の作成届出
 - ・安全統括管理者の選任届出
- ### 義務

安全管理規程の内容

- 輸送の安全を確保するための事業の運営方針
- 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法
- 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

安全情報の公表 義務

- 安全管理規程
- 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
- 輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の組織体制
- 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
- 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
- 安全統括管理者に係る情報

乗合バス及び特定旅客

乗合バス及び特定旅客の事業用自動車
合計**200両以上**の事業者

貸切バス

(乗合バスで貸切委託運行の
許可を得ているものを含む)

全ての事業者

タクシー

事業用自動車**200両以上**の事業者

トラック

事業用自動車**200両以上**の事業者
(被けん引車を除く)

安全文化／安全風土の確立、安全管理体制の構築・定着を目指す、という目標が提示されているだけでなく、どのように取組めばよいか、参考が例示されていると取組みやすい。
そのため、具体的な取組項目として14項目にまとめています。



安全管理体制の構築・改善に係る取組みのねらいとその進め方の参考例（**安全管理体制構築のための指南書**）として

ガイドラインが存在します。

運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン
～輸送の安全性の更なる向上に向けて～

令和5年6月
国土交通省大臣官房
運輸安全監理官

① 経営トップの責務

経営トップは、安全管理体制に主体的かつ積極的に
関与し、リーダーシップを発揮



② 安全方針

安全方針を策定・周知

③ 安全重点施策

安全方針に沿って、年度の安全に関する目標とそれを達成するための取組計画を策定・周知

P

④ 安全統括管理者の責務

⑦ 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用

⑤ 要員の責任・権限

⑧ 重大な事故等への対応

⑥ 情報伝達及びコミュニケーションの確保

⑨ 関係法令等の遵守の確保

⑩ 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等

D

⑫ マネジメントレビューと継続的改善

レビューの結果等、安全管理体制の中で明らかになった課題等について、継続的に是正措置及び予防措置を実施

A

⑪ 内部監査

自社の安全管理体制の構築・運用状況の社内チェックを少なくとも1年毎に自らチェック（重大事故等の場合は随時）



⑬ 文書の作成及び管理

⑭ 記録の作成及び維持

- ◆ 保有車両数が概ね50両未満の貸切バス事業者（乗合バス事業を兼業している者を含む。）
- ◆ 保有車両数が概ね100両未満の乗合バス事業者及びタクシー事業者

上記に該当する事業者の皆様が、より効果的に安全管理体制の構築・改善に取り組むことが出来るよう

「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」

を策定しています。

詳しくは以下のアドレスからご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/unyuanzen/content/001410757.pdf>

① 経営トップの責務

経営トップは、安全管理体制に主体的かつ積極的に
関与し、リーダーシップを発揮

② 安全管理の考えと計画

安全方針を策定・周知徹底

安全方針に沿って、年度の安全に関する目標とそれを達成するための取組計画を策定、進捗状況及び安全目標の達成状況を把握し、必要に応じて見直し



P

③ 情報伝達及びコミュニケーションの確保

輸送の安全を確保するために必要な情報伝達やコミュニケーションの確保

④ 事故情報等の収集・活用

事故の再発防止、未然防止を図るため情報の分類・整理、対策の検討及び効果把握・見直し

⑤ 教育・訓練等の取組

経営管理部門及び技能要員に対する教育・訓練の実施、重大事故等への対応体制の整備、関係法令等の遵守状況の確認及び見直し

D

点検の結果等、安全管理体制の中で明らかになった課題等について、必要な見直し・改善



A

C

自社の安全管理体制の構築・運用状況の社内チェックを少なくとも1年毎に自らチェック（重大事故等の場合は随時）



⑥ 点検及び見直し改善

1. 経営トップ等の責務

輸送の安全は、運輸事業者の最も基本的なサービスである。

このため、代表者（経営者）は、自らが輸送の安全の最高責任者として、以下のとおり、安全管理の体制を整え、取組計画を作るとともに、社員・職員を指揮・指導して、その役割を果たす。また、社員・職員の高齢化や車両・施設等の老朽化への対応、自然災害、テロ、感染症への対応等の課題に対して的確に対応することが重要であることを認識する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な考え方（安全第一、法令遵守等）を記載した安全方針を作り、事業者内部に周知徹底する。
- (2) 安全方針に基づき、事業者が達成したい成果として安全目標を設定し、目標を達成するための取組計画を決め、安全運行に努める。
- (3) 重大な事故、自然災害等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決める。
なお、自然災害の場合には、ハザードマップ等を活用してリスク評価を行った上、対応方法を決める。
- (4) 輸送の安全に必要な人員や設備等を確保・整備する。
- (5) 安全管理の取組状況を年に1回は点検し、問題があれば改善する。

- (6) 人員体制上、可能な場合には、選任した安全統括管理者に次の事項を行わせる。
- ① 安全方針を事業者内部に周知すること
 - ② 安全目標を作成し、社員・職員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組を積極的に行うこと
 - ③ 代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に適時、適切に報告すること
 - ④ 人員規模に応じた安全管理の取組体制を決め、各自の役割を定め、事業者内部に周知すること
 - ⑤ 安全管理の取組状況を年に1回は点検し、その結果を代表者（経営者）に適時、適切に報告すること
- (7) 輸送の安全に必要な手順・規則
安全統括管理者は、社員・職員に指示する等して、輸送の安全に必要な手順・規則を作成し、事業者内部に周知する。
- (8) 必要な要員の責任・権限
安全管理体制を適切に構築・改善するために必要な要員の責任・権限を定め、事業者内部に周知する。
また、安全管理体制の運営上、必要な責任・権限の他、関係法令等で定められている責任・権限を、必要とされる要員に与える。

2. 安全管理の考えと計画

代表者(経営者)及び安全統括管理者(以下「代表者(経営者)等」という。)は、安全管理の考え方を定めた安全方針や事業者が達成したい安全に関する目標とそのための具体的取組計画(安全重点施策)について、以下の取組を行う。

- (1) 作成した安全方針を事業者内部に周知徹底する。また、必要に応じて見直しを行う。
- (2) 安全方針に沿い、かつ、自らの安全に関する課題に基づき、年に1回、事業者が達成したい安全に関する目標とそのための具体的取組計画(安全重点施策)を作成し、目標の達成に向けて取り組む。
- (3) 取組計画の進捗状況及び安全目標の達成状況を把握し、必要に応じて見直しを行う。

(取組のポイント)

- 安全方針には、少なくとも、「法令や規則を守ること」、「輸送の安全が第一であること」及び「安全管理体制を継続的に改善すること」等を明記しましょう。
- 安全目標は、その達成状況を把握することができるよう、目標年次を定め、可能な限り、「人身事故対前年度比10%減」など数値的なものとしましょう。
- 事故等の発生状況、自己点検及び見直し・改善の状況、保安監査の結果、運輸安全マネジメント評価の結果等から、優先的に解決すべき課題を見出し、別添1の「安全重点施策取組計画の例」を参考に取組計画を作成して計画的に取り組むとよいでしょう。
- 社員・職員の高齢化、老朽化した車両・施設を使用することから生じる安全上の課題に配慮するとよいでしょう。 ※現場の声を汲み上げる等、現場の実態を踏まえるとよいでしょう。
- 現場の社員・職員が理解しやすく、モチベーションが高まるよう配慮するとよいでしょう。
- 目標達成後は、必要に応じて、より高い目標を設定するようにしましょう。

7.2. 安全管理の考えと計画 取組のポイント

別添1 <「安全重点施策 取組計画の例」>

令和〇〇年度 安全目標の取組計画表

安全目標

『バック事故の削減(5件以下)』

作成日	令和〇年〇月〇日
作成者	印
承認日	令和〇年〇月〇日
承認者	印

No	具体的な取組内容	推進責任者	いつ												備考
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	バック事故の検証	▲▲▲	●								○				
2	配送ルートの見直しと反映	▲▲▲		●							○				
3	バックアイカメラの設置	▲▲▲		○	●	●									
4	バックアイカメラ活用研修	▲▲▲						○	○			○	○		
5	対策の検証	▲▲▲							○				○		

※「○」は実施予定、「●」は実施済のもの。

(取組事例)

<安全方針の周知の例>

- 安全方針の各事務所等への掲示
- 安全方針等を記載した携帯カードの全ての社員・職員に対する配付
- 社内報や社内イントラ等への掲載
- 現場巡回、年始会、入社式等での社長訓示
- 点呼・各種会議での冒頭唱和の励行
- 社内教育での周知・指導
- 社員アンケート結果を踏まえ、わかりやすい文言に変更等

<安全目標・具体的取組計画>

- 事故の多い繁忙期などには、事故防止キャンペーン活動を計画
- 目標達成に向け、より具体的な対策(安全教育、適性診断、小集団活動等)を明確にして取組計画に反映し計画的に実施
- 安全重点施策の取組状況を、管理者層が添乗により把握
- 親会社が策定した中期計画を準用し実施

3. 情報伝達及びコミュニケーションの確保

事業者は、輸送の安全を確保するために必要となるさまざまな情報伝達やコミュニケーションの確保に関する取組を行う。

(1) 輸送の安全に関する情報の伝達

代表者（経営者）等は、輸送の安全に関する情報が適時、適切に事業者内部に伝わるようにするとともに、現場の課題等を適時、適切に把握する。

なお、必要に応じて、委託先事業者との情報伝達も行う。

(2) 情報伝達及びコミュニケーションにおいて、明らかになった課題等について、必要な措置を実施し、見直しを行う。

(3) 関係法令等に従い、事業者において輸送の安全を確保するために講じた措置、講じようとする措置等の輸送の安全にかかわる情報を外部に対して公表する。

(取組のポイント)

- 代表者（経営者）等から現場へ輸送の安全に関する情報伝達（上から下への情報の流れ）の仕組みを構築し、運用しましょう。
- 現場の課題等が代表者（経営者）等に対して報告・上申される仕組み（下から上への情報の流れ）を構築し、運用しましょう。
- 職場内での情報が共有される仕組み（事業者内部での横断的な情報の流れ）を構築し、運用しましょう。
- 利用者や関係者に対して、その不適切な行動が輸送の安全の確保に影響を及ぼす場合があること等についての安全啓発活動を親会社、グループ会社又は関係者と連携して、適時、適切に行いましょう。

(取組事例)

<上から下への情報の流れ>

- 情報の各事務所等への掲示
- 社内報や社内イントラ等への掲載
- 現場巡回、年始会、入社式等での社長等の訓示
- 安全に関する各種会議・社内教育での周知
- 毎朝の点呼での周知
- 家族への働きかけにより、社員の安全意識を向上 等

<下から上への情報の流れ>

- 現場巡回での現場の社員・職員からの意見聴取
- 代表者（経営者）等と現場の社員・職員との直接の意見交換会の活用
- 業務改善提案制度の活用
- 現業実施部門の管理者から、現場の課題等を的確に代表者（経営者）等に報告 等

<事業者内部での横断的な情報の流れ>

- 小集団活動によるコミュニケーションの活性化
- 休憩所などにコミュニケーションボードを設置しグループ長及びメンバーのメッセージ等を掲示
- 社内ネットワークを活用した情報共有
- 自社の事故や他の事業者の事故を題材とした事故事例研究会の開催 等

<安全啓発活動>

- 車内へ安全を啓蒙するポスター等を掲示 等

4. 事故情報等の収集・活用

事業者は、事故の再発防止又は未然防止を図るため、以下の取組を行う。

また、必要に応じて、情報の分類・整理、対策の検討及び効果把握・見直しにグループ会社または社外の機関（民間リスクマネジメント会社）等を活用することができる。

- ① 社員・職員は、**事故が発生した場合は、代表者（経営者）等にその情報を適時、適切に報告する。**
- ② 代表者（経営者）は、自ら又は安全統括管理者に指示する等して、①で報告を受けた事故について、**原因の究明を行った上で、再発防止策を検討し、実施する。**
- ③ 上記②で実施した**対策の効果**を把握し、必要に応じて、**対策の見直し**を行う。
- ④ 代表者（経営者）は、自ら、又は安全統括管理者に指示する等して、必要に応じて、現場からのヒヤリ・ハット情報（事故にははならなかったが、「ヒヤッと」した、「ハッと」したできごと）を集め、事故防止のために適切な対応策を講じる。なお、**特に報告することの重要性を事業者内部に周知するとともに自発的な報告に対する不利益が生じないよう配慮する。**
- ⑤ 代表者（経営者）は、自ら、又は安全統括管理者に指示する等して、他の事業者の事故事例やヒヤリ・ハット情報等についても積極的に集め、事業者自らの事故防止に活用する。
- ⑥ 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故があった場合は、国土交通省へ必要な報告又は届出を行う。

7. 4. 事故情報等の収集・活用 取組のポイント

(取組のポイント)

- まずは発生した事故について個別に再発防止対策を実施し、効果を把握した上で見直しを行いましょう。
- 事故が発生していない場合や事故件数が少ない場合には、ヒヤリ・ハット情報を収集し活用しましよう。
- 収集した事故情報やヒヤリ・ハット等の情報は、必要に応じて分類・整理して、対策の立案・実施等に活用しましよう。
- 分類・整理したヒヤリ・ハット情報を参考に、例えば発生の回数が多いものについては対策を検討し実施しましよう。
- ヒヤリ・ハット情報等を収集する場合は、報告者に不利益が生じないような仕組みを構築しましよう。
- 自社の情報以外にも、他社で発生した事故・トラブルやヒヤリ・ハットの事例等を収集し、対策に活用しましよう。
- 単独での取組が困難な場合は、グループ会社、外部と連携・相談しながら取組を進めましよう。

(取組事例)

- 自動車保険契約を締結している損害保険会社に、自社で発生した事故の集計・分析を依頼し、事故の傾向を把握
- ヒヤリ・ハット報告様式の記入項目の簡略化及びドライブレコーダーを活用した詳細情報の収集
- ヒヤリ・ハットを処分の対象としないことの社内規定化及び効果的対策実施者に対する表彰制度の創設
- 民間リスクマネジメント会社に自社で集めたヒヤリ・ハット情報の分析を依頼し、ヒヤリ・ハットの傾向を把握（他社の事故、ヒヤリ・ハット事例の収集・分析を含む）
- 親会社に依頼して、自社で集めたヒヤリ・ハット情報の分析を依頼し、ヒヤリ・ハットの傾向を把握

(注) 上記取組の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方～事故の再発防止・予防に向けて～（自動車モード編）」等を参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/unyuanzen/content/001600763.pdf>



5. 教育・訓練等の取組

事業者は、**経営管理部門**及び技能要員に対する**必要な教育・訓練の実施**、重大な事故等への対応体制の整備、関係法令等の遵守状況の確認など、輸送の安全を確保するために必要な以下の取組を行う。

(1) 必要な教育・訓練等

- ① 輸送の安全にかかわる者に対して、運輸安全マネジメント制度の趣旨等の理解を深めるために**必要な教育・訓練を計画的に実施するとともに、実施後は定期的に振り返りを行い、必要に応じて見直しを行う**。また、教育・訓練の実施にあたっては、グループ会社、外部(民間リスクマネジメント会社等)等が主催する運輸安全マネジメント制度に関するセミナー、講習会等を活用する等により教育・訓練に代えることができる。
- ② 運転士等現業実施部門の全ての社員・職員に対し、必要な能力の習得及び技能の維持のための教育・訓練を計画的に実施するとともに、実施後は定期的に振り返りを行い、必要に応じて見直しを行う。

(2) 重大な事故等への対応体制の整備

- ① 重大な事故・自然災害等が発生した場合の対応方法等をあらかじめ定め、社員へ周知し、必要に応じて、想定シナリオを作成し情報伝達訓練や机上シミュレーション等の訓練を実施する。また、可能な場合は、親会社、グループ会社又は委託先事業者等と共同して訓練を実施することができる。
- ② ①の訓練実施後は、必要に応じて振り返りを行い、把握された課題や問題点を踏まえて、対応方法等の見直しを図る。

(3) 関係法令等の遵守状況の確認

輸送の安全に必要な関係法令、通達及び事業者で定める規則を遵守するとともに、代表者(経営者)等はそれらの遵守状況を定期的に確認する。

7. 5. 教育・訓練等の取組 取組のポイント

(取組のポイント)

- 全社的に対応しなければならない重大事故、自然災害等の発生を想定し、簡潔でわかりやすい初動対応手順を作成し、手順に基づき、定期的に情報伝達訓練を実施しましょう。

(取組事例)

<運輸安全マネジメント制度の趣旨の理解を深めるための教育・訓練(管理者層)>

- 国土交通省が実施する運輸安全マネジメントセミナーの活用
- 民間リスクマネジメント会社が実施する国土交通省認定セミナーの活用

<現場の技能の維持・向上の教育・訓練(現場の社員・職員)>

- ドライブレコーダーやテレマティクス機器(自動車と通信システムを組み合わせたリアルタイムな情報提供)を活用した、管理者による安全指導の実施
- 事故惹起者教育の一環として事故惹起者が優良運転者の乗務に添乗し観察
- 自社で発生した過去の重大事故を風化させないため、当該事故発生月に全ての社員・職員で事故を振り返り再発防止を誓う機会を設定
- 教育・訓練を受けた者へのアンケート実施等により、教育・訓練の効果を把握し、必要に応じ内容の見直しを実施

<重大な事故等への対応体制の整備>

- 業界団体や業界紙等から情報を収集し、関係法令及び最新の改正状況を把握
- 点呼、現場巡回、添乗指導、路上パトロール等での確認
- ドライブレコーダー映像を活用した法令遵守の確認
- デジタルタコグラフのデータを活用した法令遵守の確認 等

(取組事例)

＜運輸安全マネジメント制度の趣旨の理解を深めるための教育・訓練(管理者層)＞

- 国土交通省が実施する運輸安全マネジメントセミナーの活用
- 民間リスクマネジメント会社が実施する国土交通省認定セミナーの活用

＜現場の技能の維持・向上の教育・訓練(現場の社員・職員)＞

- ドライブレコーダーやテレマティクス機器(自動車と通信システムを組み合わせたリアルタイムな情報提供)を活用した、管理者による安全指導の実施
- 事故惹起者教育の一環として事故惹起者が優良運転者の乗務に添乗し観察
- 自社で発生した過去の重大事故を風化させないため、当該事故発生月に全ての社員・職員で事故を振り返り再発防止を誓う機会を設定
- 教育・訓練を受けた者へのアンケート実施等により、教育・訓練の効果を把握し、必要に応じ内容の見直しを実施

＜重大な事故等への対応体制の整備＞

- 業界団体や業界紙等から情報を収集し、関係法令及び最新の改正状況を把握
- 点呼、現場巡回、添乗指導、路上パトロール等での確認
- ドライブレコーダー映像を活用した法令遵守の確認
- デジタルタコグラフのデータを活用した法令遵守の確認 等

6. 点検及び見直し・改善

事業者は、輸送の安全の確保に向け、定期的に安全管理の取組状況を点検し、把握した問題点を改善することが重要であり、以下の取組を行う。

(1) 取組状況の点検等

- ① **代表者（経営者）**は、安全統括管理者や他の社員・職員に指示して、別添2の「**安全管理の取組状況の自己チェックリスト**」を活用して、**少なくとも年に1回、安全目標の達成状況や安全管理の取組状況を点検**させ、その**結果を報告させる**。
- ② 上記①が困難な場合は、代表者（経営者）自らが別添2の「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を活用して点検することができる。
- ③ 可能な場合は、親会社、グループ会社、協力会社等と連携し、社外の人材を活用して、内部監査を実施してもらうこともできる。

(2) 見直し・改善

- ① 代表者（経営者）は、(1)の点検の結果、**安全管理体制に問題があることが分かった場合**には、**必要な見直し・改善を行う**。
- ② 事業者は、現業実施部門等において把握した日常業務で明らかになった課題等に対して、継続的に見直し・改善を行う。

(3) 文書・記録類の作成・維持

事業者は、安全管理体制を構築・改善するために作成した文書類や安全管理体制の運用結果を残すために作成した記録類を適切に管理又は維持する。

(取組状況の点検等…取組事例)

- 代表者自らが、「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を用いて点検し、年度末の「安全管理体制見直し会議」に諮り、次年度の安全目標を策定
- グループ会社で内部監査員を選出し、相互に内部監査を実施
- 親会社に依頼し、自社に対する内部監査を実施

(注) 内部監査の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「安全管理体制に係る内部監査の理解を深めるために」を参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/unyuanzen/content/001600760.pdf>



(見直し・改善…取組のポイント)

- 安全目標の達成状況や安全管理の取組状況については総括を行い、その結果を踏まえ次年度の安全目標等の見直し・改善を実施しましょう。
- また、上記取組を記録することで、将来の安全に関する取組に活用しましょう。

(注) 見直し・改善（マネジメントレビュー等）の具体的手法については、同じく冊子「安全管理体制に係る「マネジメントレビューと継続的改善」の理解を深めるために」を参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/unyuanzen/content/001625858.pdf>



(文書・記録類の作成・維持…取組のポイント)

- 担当者の異動・退職等があったとしても、誰もが業務のことが分かるよう、適切にルールを文書化し、管理しましょう。
- 過去の安全対策の実施状況を確認できるよう、体系的に取組を記録し、管理しましょう。
- 法定以外のものは必要最小限とし、現有しているものを可能な限り活用しましょう。

「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」

(※) 代表者（経営者）又は安全統括管理者等は、以下のチェックリストを活用し、少なくとも年に1回、安全目標の達成状況や安全管理の取組状況を点検しましょう。また、チェックリストは記録・保管し、次回のチェックの際、前回との比較を行いましょう。

	自己点検チェックポイント	判定	前回点検日	年	月	日
			点検日	年	月	日
			特記事項			
1	代表者（経営者）は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っている。					
2	代表者（経営者）及び安全統括管理者は、安全方針を事業者内部に周知している。					
3	代表者（経営者）及び安全統括管理者は、安全方針を実現するため、1年ごとに安全目標を定め、その目標を達成するための具体的な取組計画を作っている。					
4	安全運行に努め、安全目標を達成している。					
5	重大事故が発生した場合の対応方法を決めている。					
6	ハザードマップ等を活用してリスク評価を行った上、自然災害が発生した場合の対応方法（防災の基本方針を含む。）を決めている。					
7	代表者（経営者）は、安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置等を行っている。					
8	安全統括管理者は、その職務を把握し、社員・職員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組を積極的に行っている。					
9	安全統括管理者は、代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に報告している。					
10	事業者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割を明確に定めている。					

11	事業者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割は周知している。				
12	事業者内部において、輸送の安全に関する定期的な話し合いを行っている。				
13	代表者（経営者）は、社員・職員と直接話す機会を作り、安全に関する指示・指導をしたり、社員・職員から意見・要望を聴いたりしている。				
14	旅客又は荷主から輸送の安全に関する意見・要望を収集している。				
15	関係法令や事業者で定める規則を遵守して、安全運行している。				
16	安全管理・運行管理に関する事業者で定める規程が適切に管理されている（必要な部署への配付・保管、改廃手続きの適切な実施と表示）。				
17	（トラックの場合）委託先事業者の輸送の安全を阻害することをしないようにしている。				
18	安全運行に必要な教育・訓練を定期的実施している。				
19	代表者（経営者）や安全統括管理者等は、外部が主催する運輸安全マネジメントに関する研修等に参加している（事業者内部の教育の受講も含む）。				
20	18及び19の教育・訓練等の実施状況を記録している。				
21	事故が発生した場合、代表者（経営者）まで事故の情報が現場から報告されるようになっている。				
22	発生した事故の再発防止策を考え、実行している。				
23	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用している。				
24	他の事業者の事故事例などを集め、事業者自らの事故防止に活用している。				

25	緊急通報・連絡先を少なくとも1年ごとに 見直し、電話番号等に変更がないかどうか 確認をしている。		
26	21 から 25 の実施状況を記録している。		
27	事故が発生した場合、必要な報告を国土交 通省にしている。(報告が必要な場合)		
28	代表者(経営者)は、自然災害が発生した 場合の対応方法(防災の基本方針を含む。) を自ら又は安全統括管理者に指示するなど して、社内に周知している。		
29	自然災害等が発生した場合の対応方法等 について、必要に応じて、想定シナリオを 作成し情報伝達訓練や机上シミュレーション 等の訓練を実施している。		
30	代表者(経営者)は、少なくとも年に1回 は安全の確保に向けた取組状況(安全目 標、安全目標達成に向けた取組、安全管 理の取組体制、情報の伝達体制、事故防 止策、教育・訓練等)を点検し、問題があ れば改善している。		
31	30 の実施状況を記録している。		
32	安全方針、安全目標が委託先事業者に周知 されている。		
33	委託した管理業務に適用される管理の 方法とその取組内容を委託先事業者 に明らかにしている。		
34	委託先事業者に安全管理体制の構築・改 善を要請・指導している。		
35	委託先事業者の安全方針、安全目標が 委託元事業者の安全方針、安全目標 を踏まえたものとなっている。		
36	委託先事業者と相互の連絡体制の構築、 情報の共有がされている。		
37	委託した管理業務の実施状況を定期的 に点検し、必要な改善を行っている。		
38	37 の実施状況を記録している。		

- ※ 実施している場合は『判定』欄に○、実施していない場合は×を記入すること。
 ※ 『特記事項』欄には、自社で行っている取組の概要や取組が困難な理由・問題、前回の
 チェック時から改善した点などを記入すること。

安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況		
判明した問題	実施日	解決のため対応した状況

年 月 日

署名：(代表者又は安全統括管理者等)

「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」記載例

実施している場合は『判定』欄に○、実施していない場合は×を記入すること。

- ・文書や記録等により実施状況が明確に判定できる項目は、それらに基づき判定すること。
- ・実施状況が明確に判定できない項目については、取組に応じて適宜判定すること。

『特記事項』欄には、自社で行っている取組の概要や取組が困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを記入すること。

経年比較のために、前年の判定および特記事項が記載できる欄を設けることも有効。

前回点検日 令和2年3月30日

点検日 令和3年3月31日

	自己点検チェックポイント	判定	特記事項
1	代表者（経営者）は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っている。	○	
2	代表者（経営者）及び安全統括管理者は、安全方針を事業者内部に周知している。	○	各営業所に掲示するとともに、月1回の安全会議で訓示している
3	代表者（経営者）及び安全統括管理者は、安全方針を実現するため、1年ごとに安全目標を定め、その目標を達成するための具体的な取組計画を作っている。	○	
4	安全運行に努め、安全目標を達成している。	○	
5	重大事故が発生した場合の対応方法を決めている。	○	事故発生初動手順書により規定している
6	ハザードマップ等を活用してリスク評価を行った上、自然災害が発生した場合の対応方法（防災の基本方針を含む。）を決めている。	×	国・自治体が公表しているハザードマップを活用し、リスク評価を行った上、必要な対応方法については、防災マニュアルにより規定しているが、防災の基本方針が策定されていない。
7	代表者（経営者）は、安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置等を行っている。	○	令和2年度はバックアイカメラを全車両に導入済み
8	安全統括管理者は、その職務を把握し、社員・職員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組を積極的に行っている。	○	安全会議において、また個別に指導を実施している

9	安全統括管理者は、代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に報告している。	○	様々な機会を通じて情報を収集し、安全会議および役員会で報告している
10	事業者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割を明確に定めている。	○	安全管理規程に明記している
11	事業者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割は周知している。	○	職務割表を作成し周知している
12	事業者内部において、輸送の安全に関する定期的な話し合いを行っている。	○	安全会議を月1回開催している
13	代表者（経営者）は、社員・職員と直接話す機会を作り、安全に関する指示・指導をしたり、社員・職員から意見・要望を聴いたりしている。	○	月1回は現場訪問し、輸送の安全について運転者と対話し、意見を聴いている
14	旅客又は荷主から輸送の安全に関する意見・要望を収集している。	○	
15	関係法令や事業者で定める規則を遵守して、安全運行している。	○	
16	安全管理・運行管理に関する事業者で定める規程が適切に管理されている（必要な部署への配付・保管、改廃手続きの適切な実施と表示）。	○	
17	（トラックの場合）委託先事業者の輸送の安全を阻害することをしないようにしている。	○	年1回の委託先会議において情報共有を実施している
18	安全運行に必要な教育・訓練を定期的実施している。	○	年間教育訓練計画書に基づき実施している
19	代表者（経営者）や安全統括管理者等は、外部が主催する運輸安全マネジメントに関する研修等に参加している（事業者内部の教育の受講も含む）。	○	運輸局が開催する運輸安全マネジメントセミナーに安全統括管理者が参加している
20	18及び19の教育・訓練等の実施状況を記録している。	○	年間教育訓練実施記録に実施状況を記録している
21	事故が発生した場合、代表者（経営者）まで事故の情報が現場から報告されるようになっている。	○	ただし軽微な事故については安全統括管理者へ報告され、集約ののちに経営トップへ報告している
22	発生した事故の再発防止策を考え、実行している。	○	安全会議にて事故惹起者も交えて再発防止策を検討している

23	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用している。	○	集めた情報をもとにハザードマップを作成し、社内に掲示している
24	他の事業者の事故事例などを集め、事業者自らの事故防止に活用している。	×	特に実施していない
25	緊急通報・連絡先を少なくとも1年ごとに見直し、電話番号等に変更がないかどうか確認をしている。	×	変更があった都度、確認をしているが、定期的には行っていない
26	21から25の実施状況を記録している。	×	24,25については記録していない
27	事故が発生した場合、必要な報告を国土交通省にしている。(報告が必要な場合)	○	
28	代表者(経営者)は、自然災害が発生した場合の対応方法(防災の基本方針を含む。)を自ら又は安全統括管理者に指示するなどして、社内に周知している。	×	自然災害が発生した場合の対応方法については、安全統括管理者に指示してミーティングにて社内周知されているが、防災の基本方針については、未策定。
29	自然災害等が発生した場合の対応方法等について、必要に応じて、想定シナリオを作成し情報伝達訓練や机上シミュレーション等の訓練を実施している。	○	自然災害が発生した場合の対応方法について、想定シナリオを策定して、年に1回の机上訓練を実施している。
30	代表者(経営者)は、少なくとも年に1回は安全の確保に向けた取組状況(安全目標、安全目標達成に向けた取組、安全管理の取組体制、情報の伝達体制、事故防止策、教育・訓練等)を点検し、問題があれば改善している。	○	3月に実施する安全会議において、年間の安全に関する取組みを取りまとめ、次年度の安全目標・取組計画に反映している
31	30の実施状況を記録している。	○	安全会議議事録に記録している
32	安全方針、安全目標が委託先業者に周知されている。	○	
33	委託した管理業務に適用される管理の方法とその取組内容を委託先業者に明らかにしている。	○	
34	委託先業者に安全管理体制の構築・改善を要請・指導している。	○	

35	委託先事業者の安全方針、安全目標が委託元事業者の安全方針、安全目標を踏まえたものとなっている。	○	
36	委託先事業者と相互の連絡体制の構築、情報の共有がされている。	○	委託先事業者連絡体制図により構築されている
37	委託した管理業務の実施状況を定期的に点検し、必要な改善を行っている。	○	定期的に行われる委託先事業者との会議で点検し、必要に応じ指導している
38	37の実施状況を記録している。	○	会議議事録により記録されている

安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況		
判明した問題	実施日	解決 [タイトルなし] 記
他社の事故事例の活用	令和3年5月以降を予定	他社の事故事例を毎月収集し、安全会議で情報共有することを開始

令和3年3月31日

署名: 安全統括管理者 国十 次郎

背景

- 自然災害の頻発化・激甚化
→輸送の安全の脅威に
- 運輸事業は国民生活・経済を支える重要インフラ
→災害時も事業継続が必要
- 運輸事業者の防災意識を一層向上させることが必要
- 他方で運輸事業者の多くは中小企業

「運輸安全マネジメント」の自然災害対応への活用

- 運輸安全マネジメントは、平成18年の制度開始以来、輸送の安全向上に実績
- 運輸安全マネジメントの基本方針及びガイドラインに「自然災害対応」を明記(H29)
- 自然災害に固有の課題を踏まえた具体的対応が必要

「運輸防災マネジメント指針」の策定

- 自然災害に運輸安全マネジメントを活用するためのガイダンスの不在



「指針」を策定

- 〔 運輸事業者 〕
 - ・全社的な自然災害対応への取組(防災+事業継続)を促進
- 〔 国土交通省 〕
 - ・事業者の「防災マネジメント」の取組を評価し、運輸事業者のPDCAを支援

8. 「運輸防災マネジメント指針」の要点

防災力向上＋事業継続を目指す取組

- 事故を未然に防ぐ”事故防止”に対し、“自然災害対応”は、被災時の被害を軽減する「防災」に加え、被災後、いかに安全を確保しつつ早期に復旧して事業を再開し、国民の生活と経済を支えるかという「**事業継続**」の取組。
- 自然災害にどう対峙するかという危機管理に加え、事業継続に要する**経営資源の配分、優先事業の絞り込み**等の重要な経営判断を伴う取組であり、経営トップが率先して全社の取組とする必要。
- 経営陣参画の下で定期的に**防災マネジメントレビュー**を行い、**PDCAサイクル**によるバージョンアップを行う。

平時の「備え」と迅速な初動

- 被災時に最も重要なのは**迅速な初動**。トップダウンによる危機管理体制が必要。遅れば遅れるほど被害は拡大する。
- 平時の「備え」が初動の成否を握る。災害は必ず来ると認識し**ハザードマップ**を参考にする等して**被害想定**を行った上で、自社の拠点等が被災した場合の代替措置の検討も含め平時から準備することが肝要。準備に当たっては、災害種別ごとの対応の差異を意識する。予測が可能な台風・豪雨災害等においては、発災直前の備え(**タイムライン**)も重要。

「備え」と初動①: 関係者との連携等

- 即応体制(災害対策本部の設置)、対応要領、**情報連絡体制、事業継続計画(BCP)**等の整備が必要。
- 被災時には、地方自治体をはじめ、国の行政機関、関係事業者等の様々な関係者が総力で対応する。このため、これら関係者との緊密な「**顔の見える関係**」の構築が防災力を高める。

「備え」と初動②: 教育と訓練

- 災害に遭うことが稀少なため、**実践的な訓練**を定期的 to 実施し、振り返りを行うことが必要。他機関の訓練への参加や他事例に学ぶことも重要。
- 発災時の即応能力を向上させるためには、まず、社員には基本理念と基本動作を習得させ、応用力を訓練及びレビューで鍛えるよう取組むことが効果的。

【参考】重ねるハザードマップ、わがまちハザードマップ(国土交通省)

重ねるハザードマップ

～災害リスク情報などを地図に重ねて表示～

- 洪水・土砂災害・高潮・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴・成り立ちなどを地図や写真に自由に重ねて表示できます。

必要な情報を自由に重ねあわせる

防災に役立つ情報を一元的に閲覧できます

閲覧できる情報

洪水浸水想定区域
河川氾濫により浸水が想定される区域と浸水深が閲覧可能。想定最大規模と計画規模があります。

もしもの時の 学習が大切！

道路冠水想定箇所
アンダーパスなど、大雨の際に冠水し、車両が水没するなどの重大な事故が起きる可能性がある箇所。

緊急輸送道路
災害直後から、救難・救助・物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な道路。

事前通行規制区間
大雨などで土砂崩れや落石の恐れのある箇所について、規制の基準を定めて、災害が発生する前に通行止めなどの規制を実施する区間。

【その他に閲覧できる情報】

- ・ため池浸水想定区域
- ・治水地形分類図
- ・津波浸水想定
- ・明治期の低湿地
- ・土砂災害警戒区域等
- ・活断層図
- ・土砂災害危険箇所
- ・火山基本図
- ・予防的通行規制区間
- ・火山土地条件図
- ・過去から現在までの空中写真
- ・色別標高図
- ・土地条件図
- ・自由な色別標高図
- ・沿岸海域土地条件図
- ・大規模盛土造成地

わがまちハザードマップ

～地域のハザードマップを入手する～

- 各市町村が作成したハザードマップへリンクします。地域ごとの様々な種類のハザードマップを閲覧できます。

閲覧できる主な情報

洪水ハザードマップ	内水ハザードマップ	高潮ハザードマップ	火山ハザードマップ
<p>河川が氾濫した時に想定される浸水域や浸水深、避難場所等を表示</p> <p>東京都大田区洪水ハザードマップ</p>	<p>下水道等の排水能力を超えた大雨の際に想定される浸水域や浸水深を表示</p> <p>東京都港区浸水ハザードマップ</p>	<p>台風等の影響により、海水が堤防を越えて浸水が想定される地域と浸水深を表示</p> <p>山口県下関市高潮ハザードマップ</p>	<p>火山噴火により噴石、火砕流、融雪型火山泥流等の影響が及ぶ範囲を表示</p> <p>北海道白老町椿山火山防災マップ</p>
<p>津波が陸上に押し寄せたときの浸水域や浸水深を表示</p> <p>高知県高知市津波ハザードマップ</p>	<p>土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）の発生危険地域を表示</p> <p>栃木県大田原市土砂災害ハザードマップ</p>	<p>ため池が決壊した時に想定される浸水域や浸水深等を表示</p> <p>青森県むつ市ため池ハザードマップ</p>	<p>地震時の、震度などの揺れ大きさを表示</p> <p>静岡県三島市揺れやすさ・防災マップ</p>

※全国の市町村が作成したハザードマップを地図や災害種別から簡単に検索することができます。

身のまわりの災害リスクを簡単に調べることができます！

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

ハザードマップ

検索



※ハザードマップポータルサイトホームページから登録なしで利用できます。

【参考】 災害・防災関連情報の入手先(気象庁)

○気象庁にて、気象防災、地震・津波、火山、海洋等の様々な情報の提供が行われている。

※気象庁ホームページ

(<http://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>)



気象防災

- 気象警報・注意報
- 大雨危険度
- キキクル（危険度分布） 土砂/浸水/洪水
- 気象情報
- 台風情報
- 指定河川洪水予報
- 土砂災害警戒情報
- 熱中症警戒アラート
- 今後の雪 など

地震・津波

- 津波警報・予報
- 地震情報
- 推計震度分布図
- 長周期地震動に関する観測情報
- 南海トラフ地震関連情報
- 北海道・三陸沖後発地震注意情報 など

- 噴火速報・警報・予報
- 降灰予報
- 火山ガス予報 など

火山

- 海上警報・予報
- 海上分布予報
- 波浪実況・予想図
- 潮位観測情報
- 波浪観測情報 など

海洋

国土交通省では、運輸安全マネジメント評価等を通じて知り得た運輸安全情報の中で、事業者における安全性が向上した取組事例等を国土交通省ホームページの専用情報サイトで公表するとともに、**運輸安全マネジメント制度に関する参考資料（小冊子等）**についても公表しています。

また、「運輸安全に関する最近の動き」、「運輸安全取組事例の紹介」等の運輸安全情報を提供するため**メールマガジンを発行**しております。

以下のアドレスからご覧ください。

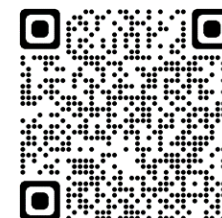
① 関連する法令等

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03management/laws.html>



② 統括的な情報

<https://www.mlit.go.jp/unyuanzen/index.html>



③参考資料（ガイドライン、小冊子、パンフレット、研修教材）

<https://www.mlit.go.jp/unyuanzen/documents.html>



④運輸安全取組事例

https://www.mlit.go.jp/unyuanzen/unyuanzen_torikumi.html



⑤メールマガジン「運輸安全」

<https://www.mlit.go.jp/unyuanzen/mailmg.html>



おわり

ご視聴ありがとうございました